

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名 ナースウェーブ株式会社
所在地 〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南3468-8
代表者 代表取締役 岩本奈央子
設立年月日 2023年12月21日
電話番号 055-225-6133

2. 事業所の概要

事業所名 ①あおぞら訪問看護リハビリステーション
②あおぞら訪問看護リハビリステーションサテライト甲府
所在地 ①〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南3468-8
②〒400-0832 山梨県甲府市増坪町 445-9
電話番号 055-225-6133 FAX 055-225-6230
指定年月日 2024年4月1日指定
事業所番号 1961890157
管理者名 網野優子
サービス提供地域 笛吹市 甲府市 旧山梨市 甲州市 中央市 昭和町 甲斐市

3. 事業所の職員体制

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者(看護師又は保健師) 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護職員(保健師、看護師又は准看護師) 常勤換算 2.5名以上

看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数(1名以上)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

ただし、祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は除く

24時間緊急対応や、ご利用者様の状態によっては時間外にサービス提供する場合があります。

5. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 療養生活や介護方法の指導
- 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 終末期の看護
- 在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)
※療法士による訪問は、リハビリテーションを中心とした看護業務の一環として看護職員の代わりに療法士が訪問し、ケアを行う

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかにステーション(055-225-6133)までご連絡ください。

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは下記のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2000 円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

担当者 : 管理者 網野 優子

電話番号 : 055-225-6133

※相談・苦情については、管理者及び担当者等が対応します。

不在の場合、対応者が必ず管理者、担当者に引き継ぎます。

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

笛吹市保健福祉部長寿介護課 055-261-1902

山梨県国民健康保険団体連合会 055-233-9201

笛吹市保健福祉部介護保険課 055-261-1903

笛吹市南部長寿包括支援センター 055-225-3368

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ④ ハラスメント防止に関する基本方針に関して→別紙参照
(事故時の対応等)
1. 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
 2. 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。